

## 相続登記に必要な費用

### ◎基本費用

基本費用	報酬	登録免許税
(相続人3名様まで)	66,000円	固定資産評価額の0.4%です

### ◎追加報酬

以下の要件に該当されるケースでは、下記の追加報酬が生じます。

<input type="checkbox"/> 戸籍収集の代行をご依頼の場合	11,000円加算 (役所に支払う実費は別途必要)
<input type="checkbox"/> 相続人様4名以上の場合	11,000円加算 (1名様増えるごとに)
<input type="checkbox"/> 土地建物が5筆以上ある場合	11,000円加算
<input type="checkbox"/> 二次相続が発生されている場合	22,000円加算 (1件ごとに)
<input type="checkbox"/> 被相続人が複数含まれている場合	33,000円加算
<input type="checkbox"/> 住所証明が取れない+権利証がない場合	5,500円加算
<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が相続人になられる場合	22,000円加算
<input type="checkbox"/> 不動産以外も含めた遺産分割協議書を作成する場合 (例: 預貯金、株式、車などを含む場合)	22,000円加算
<input type="checkbox"/> 不動産が複数の管轄に分かれている場合 (例: 堺市と岸和田市)	33,000円加算 (1ヶ所追加ごとに)
<input type="checkbox"/> 複数の名義人に分かれる場合 (例: A不動産は甲さん、B不動産は乙さん)	22,000円加算 (1名様追加ごとに)
<input type="checkbox"/> 法定相続情報証明を取得する場合	11,000円加算 (登記と同時に取得) 33,000円加算 (登記より前に取得)

堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士 吉田 浩章

TEL 072-254-5755

【令和5年6月改定】